

関係法令等について

1 契約に関するもの

○熊本市契約事務取扱規則(抜粋)

(規則で定める随意契約の限度額)

第 14 条の2 令第 167 条の2第1項第1号に規定する普通地方公共団体の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 400万円
- (2) 財産の買入れ 300万円
- (3) 物件の借入れ 150万円
- (4) 財産の売払い 100万円
- (5) 物件の貸付け 50万円
- (6) 前各号に掲げる以外のもの 200万円

【参考】地方自治法施行令(抜粋)

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることが出来る場合は、次に掲げる場合とする。

1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

別表第五(第 167 条の 2 関係)

- 1 工事又は製造の請負 400万円
- 2 財産の買入れ 300万円
- 3 物件の借入れ 150万円
- 4 財産の売払い 100万円
- 5 物件の貸付け 50万円
- 6 前各号に掲げるもの以外のもの 200万円

【参考】地方自治法(抜粋)

(契約の履行の確保)

第 234 条の 2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 決裁に関するもの

○熊本市事務決裁に関する訓令(抜粋)

(議決条例に係る市長決裁事項)

第6条の2 次条から第15条の2までの規定にかかわらず、熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第16号。以下「議決条例」という。)第2条に該当する契約(熊本市長の専決処分事項に関する条例(昭和41年条例第25号)本則第3号に該当するものを除く。)若しくは議決条例第3条に該当する財産の取得若しくは処分に関すること又は公営企業においてこれらに相当するものに関することは、市長の決裁とする。

(専決事項)

第7条～第10条(抜粋)

	副市長専決事項 (第7条)	局長共通専決事項 (第8条)	部長共通専決事項 (第9条)	課長共通専決事項 (第10条)
(1) 工事施行	1億3千万円以上	1億3千万円未満	6,000万円以上	6,000万円未満
(2) 委託	5,000万円以上	5,000万円未満	3,500万円以上	3,500万円未満
(3) 物件、労力 その他の供給	2,000万円以上	2,000万円未満	1,000万円以上	1,000万円未満
(4) 用地買収	3,000万円未満	2,000万円未満	2,000万円以上	2,000万円未満

【参考】熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抜粋)

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格3億円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格4,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。